

(議長)

会議を再開いたします。

農業委員会、産業振興課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

えーっと、私の方から産業振興課農務係、林務係、並びに農業委員会所管の令和6年度予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。

まず始めに、農業委員会所管事業でございます。予算資料11ページ、事業ナンバー166番の農業委員会活動でございます。事務的経費については、大きな変更はございませんが、のちほど農業委員会委員の定数条例の一部改正について、ご提案をさせていただきます。

次に、農務所管事業でございます。農業者個々の支援として、事業ナンバー167番、農業経営基盤安定対策は、農業共済等の掛け金の助成。

事業ナンバー168番、豊かな産地づくり総合支援事業として、ハウスの修繕、えー新設、えー又はアスパラ・ブロッコリー等の種苗代の補助などを引き続き行って参ります。いずれも町単独事業でございます。

次に、事業ナンバー170番の農業競争力強化農地整備事業及び、171番の水利施設等保全高度化事業につきましては、水堀地区の基盤整備と中央排水路改修の地元負担金となっております。引き続き、円滑な事業実施に取り組んで参ります。

えー次、12ページをお開き下さい。新規事業の174番、スマート農業推進でございます。えー定例会資料4ページ、えー資料4も提出させていただきましたので、合わせてお開き頂ければと思います。えー、基盤整備による歩道の大区画化への対応や、営農作業の大幅な労働力の軽減を図るため、農業用ドローン本体や自動操作システム購入費の支援を新たに実施して参ります。えー尚、補助金の上限を50万円とし、補助率は2分の1以内として進めたいと考えております。

175番、農業水路等長寿命化防災減災事業で、新規事業でございます。定例会資料3ページ、資料3をお開き頂ければと思います。

平成11年度から14年度にかけて、造成建設された水堀排水機場ですが、経年による老朽が進んでいる事から、平成29年度に機能診断及び機能保全計画を策定し、この間、ポンプ設備、除塵機等の更新を行ってきており、今回は水堀排水機場建屋の屋根や、外壁の補修などを実施するものでございます。

次に、林務所管事業についてご説明を申し上げます。資料が11ページに戻り、事業ナンバー153番と154番の有害鳥獣駆除対策事業でございます。定例会資料6ページ、資料6も合わせてお聞き頂ければと思います。

例年、18件程度のヒグマの目撃や家庭菜園被害の情報が寄せられていましたが、令和5年度につきましては、えー65件の出没情報が寄せられ、町民の皆さんも不安に感じた事と思います。えーこのため、家庭菜園用の電気柵の貸し出しや、有害鳥獣対策及び実施隊によるパトロールの強化、えー胡桃の木などの誘因果樹の伐採経費など、新たな対策も組み入れながらヒグマ対策を強化して参ります。

資料12ページをお聞き下さい。えー私有林整備の支援と致しまして、事業ナンバー184番、豊かな森づくり推進、えー資料ナンバー194番、私有林整備促進事業でございます。えー森林所有者の皆さんが、意欲をもって計画的に森林づくりに取り組んでもらえるよう、森林組合などとも連携を図りながら、私有林整備の支援を行って参ります。

次に、事業ナンバー187番、町民の森施設管理と、事業ナンバー192番の東山林道排水施設維持補修でございます。定例会資料7ページ、資料7をお聞き頂ければと思います。えー町民の森施設管理につきましては、町民の森の鏡池周辺の遊歩道の補修を行い、小中学生を対象とした元気な森活動で、森林管理視察会の活用など、より一層の町民の森の利活用を図って参ります。また、東山2号林道の排水施設維持管理補修につきましては、林道の洗堀による林道補修や、排水側溝の清掃を実施し、林道の維持管理に努めて参ります。

えー最後に、議案24号、江差町農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正でございます。

議案につきましては、131ページ、資料につきましては、121ページでございます。

まず始めに、農業委員の定数の基準でございますが、農業委員会等に関する法律施行令第5条によりまして、基準農業者が、法人を含めますが1,100以下、又は、その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の場合につきましては、農業委員の上限を14人とされているもので、江差町の場合はこの上限、えー基準に基づきまして、条例で13人と定め、議会の同意を得て、町長が農業委員を選任しております。

えー今回の条例の一部改正でございますが、農業委員の定数を13人から11人に改正するものでございまして、現行定数から2名減の提案となります。

2月13日付けで農業委員会より、江差町農業委員会の委員定数についてと題した意見書が、町に提出をされたところでございます。

えー、農業者数の減少や近隣町の農業委員の定数の均衡などの関係から、農業委員の定数を11人にしたいという意見が取りまとめられ、その意見を尊重し、条例改正を提案するものでございます。

えーまた、農業委員の新たな任期につきましては、令和6年7月27日から3年間となっております。新たな定数で、4月から、4月上旬から農業委員の募集を行う関係から本定例会に上程するものです。

尚、条例の施行日は、交付の日から施行としますが、経過措置として、現在、退任する

委員及び定数につきましては、任期満了日まで代任する旨の規定を設けております。

以上、提案理由となります。ご審議方、宜しくお願ひしたいと思ひます。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

おはようございます。

私の方から、産業振興課所管の内、水産係と商工係の令和6年度予算と関連議案の説明を申し上げます。

まず予算ですが、説明については予算資料の方でご説明を申し上げます。

まず、水産係所管の主な事業についてご説明申し上げます。

資料12ページをお開き下さい。事業ナンバー209番の江差町産業担い手育成支援事業でございますが、江差町産業担い手育成支援奨励金交付要綱に基づきまして、新たに漁業に就業する予定の担い手1名への奨励金の交付を予定しているものでございます。

次に、資料13ページ、事業ナンバー210番でございます。浅海未利用資源増殖(キタムラサキウニ移植放流)試験事業でございます。港内の岸壁や、かもめ島周辺の浅場にいる小さいキタムラサキウニの種苗を採苗いたしまして、放流区を設けて放流しまして、えー漁獲につながるまでの成長度や、密度管理に関する調査を行うものでございまして、檜山漁協への補助事業として実施するものでございます。

次に資料14ページ、お開き下さい。事業ナンバー266番、直轄港湾整備でございます。令和5年度補正予算の繰越事業と併せまして、町の公費負担金が5,200万円となっております。事業内容といたしましては、フェリー岸壁の改良工事の他、国道228号線から、かもめ島に向かいます港湾道路の改良に係る測量設計なども予定しているところでございます。

事業ナンバー267番、江差港シャトルバス運行支援事業でございます。フェリー岸壁の改良工事に伴いまして、工事の期間中、新北埠頭を代替のフェリー岸壁として利用する事となりますことから、新北埠頭とフェリーターミナルとの間で運行するシャトルバスの運行経費に対して支援を行うものでございます。

えー水産係の所管事業につきましては、定例会資料8ページと9ページに主な施策の一覧と内容について記載をしておりますので、合わせてご確認をお願い致します。

次に、商工係所管の主な事業でございます。

予算資料11ページにお戻り頂きたいと思ひます。

事業ナンバー162番の檜山地域人材開発センター設備改修でございます。腐食により、開閉が困難となっております土木実習室のシャッターの改修、事務所内の石油暖房器の更

新を行って参ります。

事業ナンバー164番、檜山地域人材開発センター北面外壁改修でございます。これまで、優先度を勘案しながら順次改修を行ってまいりました。令和4年度の南面、令和5年度の西面に続きまして、令和6年度につきましては、グラウンドに面した北面の改修を行うものでございます。

次に資料13ページをお開き下さい。商工費に関しましては、前年度と大きな変更はございません。

事業ナンバー219番のがんばる商店街等応援補助、事業ナンバー221番の持続可能な商店街づくり事業などを通じまして、引き続き、商店街の活性化、商店街の賑わいの創出を図って参ります。

次に、特別会計でございます。こちらは予算書の方でご説明させていただきます。

予算書227ページから公設地方卸売市場事業特別会計でございます。236ページと237ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の総額につきましては、753万7千円。前年度対比で89万3千円の増となっております。小売事業者特別負担金負担軽減対策の100万円を計上したのが、増加の要因でございます。

えーこれは、卸売事業者でございます檜山卸協同組合におきまして、経営見通しを踏まえまして、令和6年度から会員である小売店舗の方から、売り上げの3%を特別負担金として徴収することとしたところでございます。

江差町としましては、小売店舗の負担軽減を図る観点から、町内の小売店舗の負担金について支援を行うものでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金により処置しているものでございます。

えー商工係の所管事業につきましては、定例会資料10ページに主な施策の一覧と内容について記載しておりますので、合わせてご確認をお願い致します。

最後に、条例改正について、ご提案、ご説明させていただきます。

議案書133ページ、議案第25号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてでございます。定例会資料522ページ、資料ナンバー29に新旧対照表がございますので、合わせてご覧を頂きたいと思っております。

改正の内容につきましては、土砂採取量の算定方法の見直しを行うものでございます。現行の土砂採取量は、面積当たりの料金となっております。採取した量に対する料金算定とはなっていないため、立方メートル当たりの金額に変更するもので、単価の設定につきましては、北海道の漁港における取扱いに準拠し、1立方メートル当たり143円とするものでございます。

尚、この料金改正につきましては、江差町港湾審議会設置条例の規定に基づきまして、港湾審議会の方に諮問を行いまして、2月7日に開催されました港湾審議会において、審議の上、了承されたものでございます。

説明は以上となります。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望、

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。えーそれでは、私の方から1点だけお願いいたします。

えーと、この予算書の中でですね、えーと、まあニシン、サケ、ナマコ、ウニ、まあ今、キタムラサキウニというような、うーんまあ育てる事業の方に、えー予算を計上して頂いている状況ですが、まあ話を聞くとこれは、例年変わらない金額がそのまま移行されてるようなお話でございます。

それで、まあ、あー去年あたりもそうですけども、今、漁師の方々ってのは、非常に厳しい状況におかれてるっていうふうに聞いておりますし、えー町の中でも、あまり、景気のいい話も聞きません。

そこで、まあ端的に、この、こういう事業が、金額増やせば、まあ後々増えて来るでしょうと。すると、おのずとして、えー漁師の人方も生活が、あーある程度増えるだろうと、いうふうに思うんですよ。単純に、私は。

ただ、何かせ、何か、色々足かせは有るらしいんですけども、出来ればその、足かせを乗り越えて、何とか増やせられるような方策は考えられないものなのかなという事で、ちょっとご質問します。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

えー、増永議員からのご質問にご答弁申し上げます。

えー、えー、江差町の方で提案させて頂いております、放流事業ですとか、あ、の予算を増やす事で、えー、漁業者の収入だとかの増加にも繋がるのではないかという主旨だったかと思えます。

えー、予算提案させて頂いております、種苗放流等に関する予算につきましては、あー

例えば、ニシンやナマコなど、管内の広域事業として取り組んでいるものにつきましては、管内の水産課長会議などでの協議を踏まえまして、予算化をしてございます。

また、町が単独で支援しております、サケの海中飼育やウニの種苗購入などの事業につきましては、桧山漁協江差支所からの聞き取りを踏まえて、予算要求を行っているところでございます。

単純に種苗の購入、購入を増やすという事につきましては、様々な課題もあろうかと思えます。

例えば、種苗生産の面で言いますと、施設の生産体制ですとか、キャパシティの問題がございまして。そういった面で、直ぐに対応できないものも有るということ。

また、とりわけ、ウニに関しましては、藻場の保全という面からも考慮が必要であろうかというに考えております。

えー、いずれにしましても、あの一桧山漁協の江差支所などを通じまして、浜の要望を伺いながら、総合的に判断をしまして予算措置の方は、行って参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

**「増永議員」**

はい。

**(議長)**

増永議員。

**「増永議員」**

はい、ありがとうございます。

えー、まあ、極力、前向きに、そして一生懸命頑張って頂ければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**(議長)**

他に質疑希望ありませんので、

**「塚本議員」**

はい。

**(議長)**

あっ。

ボタンお願いします。塚本議員

**「塚本議員」**

はい。あの一、昨年も、一般質問等で取り上げて、本年度の資料にもありますが、えー

有害鳥獣対策、あの、しっかり予算を確保して頂きました事に、まず、お礼を申し上げますが、あの、非常に出没件数が、ここ数年から比べて、昨年は65頭。特に市街地或いは病院の近くにも、多くの出没が見られて、町民は急に不安だという事は、皆さんもご存知のとおりであります。

えー、この駆除対策なんですが、あのー、道の新聞等を見ると、まっ春熊ね。春熊。春熊をしっかりと、あのー駆除しながら、生態個数の減少を目指すというような事も聞いてますが、あのー、春熊の駆除対策の状況、そして、あのーこないだには、緩衝地帯を設けるのが非常に有効だったのが、私も前にも伺ってるんですが、あのー、住民の近隣地に、ドングリとかブナ系、あるいは果樹、そういうのは今でも植えられているのか。そういうのはもう、いち早く伐採してですね、緩衝ケアをしっかりと持たないと、住民の今後の被害防止には、なかなか結び付かないので、具体的にどのように進んでるのか、もうちょっとお伺いしたいのと、あと、新聞等で賑わしています、有害鳥獣の関係で、狩猟免許の取得者が、基本的に10年経過しないとライフル銃を所持できないという法律があります。

それで近年は、ハーフライフルというライフルに近い、半分ほどの螺旋が入った銃は、初心者でも持てる、ライフルに近い銃なんですが、国の法律で、この初心者が持てるハーフライフルが、要は所持禁止という動きになってます。

なかなか流れが分からないんですが、これら対策について、新人、せっかく狩猟免許の資格を取得した人が、ハーフライフルを取得、所持出来ないと、鹿や熊の駆除が出来ないというのが実態であります。

えーまあ、北海道の猟友会でも、かなりあのー、国の方に要請しているようですが、この辺について、まあ道警辺りの部分からの、既に直近の情報等があればお伺いいたします。

**「産業振興課長」**

産業振興課長

**(議長)**

産業振興課長

**「産業振興課長」**

えっとー、塚本議員から3点、質問があったと思います。

えーとまず、春熊駆除の関係でございます。えーと春熊駆除の関係につきましては、えー北海道の補助金を活用させて、えー頂いてですね、今回、江差町としても取り組む形になっております。

えっとー、令和5年度の当初の実施隊員が5名でありました。えーと年度途中で、えーと2名のハンターを確保させて頂いて、まあ7名の実施隊員になっております。えー、この7名にですね、の方々に、えーと、お越し頂いて、2月中旬に、えー協議の場を持たせて頂きました。

えーその中で、えーと2月27日、それと本日、3月7日に、えーと山に入っております

す。で、目的につきましては、えーと春熊駆除の関係もあるんですが、えーベテランから若手のハンターに対しての、育成、交流の場ですとか、地形や山を知る事もそうです。

えー、また合わせてですね、その中で、えー今回、出沒しそうな所の箱罠の設置場所の確認もしている中で、えーと春熊駆除の関係について今取り進めている所でございます。

えー、次に2点目、ヒグマの緩衝地帯等々の関係でございます。

こちらにつきましては、ヒグマの出沒抑制のために、えー今回の、おー新規予算ですすね、緩衝地帯を設ける、えー草刈り経費であるだとか、くるみの木の誘因果樹の伐採経費、えー家庭菜園用の電気柵の貸し出し等盛り込みました。

えー草刈り場所であるとか、誘因果樹の伐採場所につきましては、これから、えー猟友会の皆さんだとか、北海道のヒグマ対策の専門家などと協議しながらですね、場所の選定等々を進めていきたいという風に考えております。

えー最後、ハーフライフルの関係のご質問です。えー、ハーフライフルにつきましては、昨年5月にハーフライフル銃を使用した警察官等の殺害事件が長野県で発生し、これを受けて警察庁では、ハーフライフル銃の所持資格の厳格化に向けた銃刀法改正案を今通常国会に提出され、審議をされております。

えー現在、ハーフライフルは、塚本議員ご承知のとおり、えー免許取得後の初心者でも所持できることが可能ですが、銃刀法が改正されますと、免許取得後、10年間経過しなければ、えーライフル銃と同様にハーフライフル銃を所持出来ないといった改正になっています。

こうしたことから、北海道や北海道町村会において、えー北海道の鳥獣対策に影響が生じないよう配慮して欲しい旨の要望書を国に提出しているところです。

えー初心者が、ハーフライフルを所持できなくなるとの要望やこの反発を受けて、警視庁においてはですね、これまでであった例外規定の運用を拡大する方針とのことであり、えー鹿や熊の駆除に従事する場合、初心者でもハーフライフル銃を所持できるように、えー通達で運用するといった方法がある一方でですね、運用面の通達の中身が示しされていないため、どのようになっていくのかという不安視する報道もございます。

えー、これらの情報収集に努めて、ハンターの育成、確保対策等々に、万全を期して参りたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

#### (議長)

他に質疑希望ありませんので、農業委員会、あ、小梅議員。

小梅議員。

#### 「小梅議員」

昨日の一般質問でも、あのニシンの活用のごことで話したんですけど、この資料を見ますと、えーと208番ですか、江差ニシン活用促進対策事業ってあるんですけど、具体的にどのような対策しているのか教えてください。

「産業振興課参事」

産業振興課参事

(議長)

産業振興課参事

「産業振興課参事」

えー小梅議員からの質問にご答弁申し上げます。

えー、事業ナンバー203番、203番の江差産ニシンの活用対策の関係、のご質問についてことでよろしいでしょうか。

はい。

えーと、どのような内容を実施しているかということなんですけども、昨日の一般質問の中でも若干、触れさせて頂きましたが、あー、えー、えっと1月から3月ぐらいにニシンの漁始まります。で、年間で、使う分としまして、えーと約2kgちよつとですかね、あ、2000kgちよつとですかね、のニシンを、確保いたしまして、えー町内の飲食店ですとか、えー例えば、商品開発ですとか、そういった事業で活用できるように、加工しているといった物でございまして、えー観光まちづくり協議会の方を通じて、そういった事業になっているという中身になってございます。

えー、中身としては以上でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、農業委員会、産業振興課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

13時まで休憩致します。

休憩 11:45